

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

II 各論

II - 4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

5. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 経営改善計画の改訂について【保健医療事業団】（報告書 P151）</p> <p>現在の経営改善計画（改訂版）は平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間の集中取組期間としていた。しかし、その進捗状況は概要に掲載した表のとおり必ずしも計画どおりには進んでいない。特に、「財政基盤の整備」の事項で達成できた事項は「基本財産の効率的な運用」だけであり、他の 4 項目は実施されていないかまたは目標値に達成していない。</p> <p>例えば、寄附金収入を積極的に募集すべき公益財団法人であるにも拘らず、実績としての収益の発生はもちろんのこと、その努力の過程も今回の外部監査では見いだせなかった。次に、看護師養成施設授業料等についても、平成 25 年度第 3 回運営協議会において、入学検定料、入学金及び授業料の見直しをせず、当面現状維持の決定をしている。その際に、市からの補助の必要性を主張している。自己収益の充実が求められる公益認定の際の要件（経理的基礎の充実）の意味を再度確認する必要がある、経営の根幹に係わる授業料等の見直しの際の検討に際して、学生等へのアンケート調査等に基づく費用負担感の実態把握とその結果の提出は少なくとも実施すべきであったと考える。そうでなければ経営改善計画に目標として示している補助金依存率の改善（18%）は見込めない。</p> <p>ちなみに、補助金依存率を低下させるためには、</p>	<p>平成 27 年 12 月に第 3 期経営改善計画を策定し、目指すべき中期目標を設定した。</p> <p>本計画では、寄附金を積極的に募集する取組みや看護師養成施設の適正な授業料設定などによる自主財源の確保、補助金の逡減による経営の効率化を目標としたほか、査定昇給制度の導入などの人事・給与制度の見直しや看護師養成事業における市内就職率の向上、利用料金制度の研究など、個別事業の改善を目標としている。</p>

収益事業の充実を図る必要がある。すなわち、次期経営改善計画が策定される際にぜひ検討すべき項目として、指定管理事業への利用料金制度の導入等に向けた市への働きかけが、保健医療事業団の中長期的な経営のためには重要であるものと考ええる。

委託業務の適正化として競争入札の100%実施という、業務の内容から判断して現実的ではない目標を掲げることは自体問題である。委託業務の改善は業務の仕様内容や積算の見直しとモニタリングの充実等にある点を経営者は認識すべきである。

また、「制度基盤の整備」では、市に準じた給与体系及び人事考課制度等が独自のものとして再構築されていない。管理職手当や管理職員特別勤務手当（保健医療事業団職員の特殊勤務手当等の支給等に関する要綱第3条、第4条）についても、市の規定に準じている。更に、看護師養成施設事業では、市内就職率が目標（85%）を大きく下回っており、計画策定段階（70%）よりも低下している（平成25年度で第1看護学科：59.5%、第2看護学科：28.6%）。

このような経営状況であるにも拘らず、平成26年度においても、次期経営改善計画が策定される目途も立っていない。現在の保健医療事業団は経営的には目指すべき中期目標が示されない状態で日々の業務が実施されていることを異常な状況であると認識すべきである。したがって、経営者である代表理事、業務執行理事である専務理事及び常務理事は、少なくとも次期経営改善計画の策定に向けた方針を早急に決定する等のリーダーシップを発揮されたい。